平成２１年（フ）第８７１０号
大阪市都島区大東町２丁目２番18号
破産者　近畿メディカル商事株式会社
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７７１号
大阪市中央区高津３丁目２番30―201号
破産者　株式会社ＡＩＲｓ
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４０号
大阪市平野区加美北６丁目10番26号
破産者　有限会社ユーロスポルト
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４１号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目11番１号アピア２―311
破産者　宝塚まちづくり株式会社
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６６号
大阪市西区靱本町２丁目９番11号
破産者　有限会社後藤商店
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９８４号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目30番地
破産者　昌栄ビジネス株式会社
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１７７号
岡山県津山市小田中41番地
破産者　安東建設株式会社
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（フ）第７５９号
北海道夕張郡栗山町字旭台23番地82
破産者　株式会社たいせつ構証
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第７５７号
埼玉県越谷市大字大竹686番地１
破産者　株式会社藤洋リネン
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
埼玉県草加市金明町242―19、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区松が谷２丁目29番３号
破産者　有限会社コンドウインターナショナル
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第３５７号
三重県津市森町2164番地22
破産者　飯田　茂雄
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９０号
三重県津市安濃町田端上野974番地22
破産者　山下　英憲
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１８６号
京都市下京区室町通五条上ル坂東屋町283番地
破産者　株式会社インターラクト
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７５９号
宮崎市大坪東２丁目12番11号
破産者　有限会社現代建設
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８２９号
さいたま市見沼区東大宮５丁目28番地３
ローヤルシティ東大宮中央公園802号
破産者　八重樫尚巌
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７２号
埼玉県北本市石戸７丁目46番地　グリーンハイツ北本405
破産者　蝦名　能稔
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５８号
埼玉県加須市大字水深2110番地４
破産者　稲村　吉孝
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
熊本市新屋敷２丁目22番12号　エル30―602号
破産者　溝上　寛隆
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４７８号
仙台市青葉区作並字鎌倉20番地の16
破産者　遠藤　安昭
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３８号
宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字鈴木堀58番地５
破産者　小林かつよ
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４４号
仙台市太白区羽黒台15番23号　コーポサンフラワー103
破産者　山崎　美保（旧姓武藤）
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係